起業準備活動確認申請書

年　 月　 日

大分県知事　殿

申請者　国籍・地域

住所

連絡先

氏名 　　　　　　　　　　印

　　署名（　　　　　　　　　　 ）

外国人起業活動促進事業に関する告示（平成30 年経済産業省告示第256 号。以下「告示」という。）第５の４に規定する確認を受けたいので、次のとおり申請します。

なお、起業準備活動を行うにあたっては、告示、大分県外国人起業活動促進事業実施要領、その他の関係法令等を遵守します。

＜添付資料＞

(1) 起業準備活動計画書（様式第１号の２）

(2) 申請者の履歴書（様式第３号）

(3) 上陸後又は在留資格の変更後１年間の申請者の住居を明らかにする書類

（賃貸借契約書の写し等)

(4) 上陸後又は在留資格の変更後１年間の申請者の滞在費を明らかにする書類

（申請者の預金通帳の写し、資金繰り表等）

(5) 告示第５の６（１）⑤イ、ロ、ハ、ニのいずれかに該当するとして申請する場合、そのことを立証する資料(申請者の在学証明書、申請者の在職証明書等)

(6) その他知事が必要と認める書類（申請者の旅券（パスポート）の写し等）

|  |
| --- |
| **承 諾 書**  １．提出した申請書及び添付資料は、県が保管し、返却されないこと。  ２．起業準備活動期間中は、大分県内で事業所を確保すること。事業所の確保にあたっては、地方公共団体が所有、運営又は指定するインキュベーション施設のうち、インキュベーションマネージャーの支援が受けられる施設に入居すること。  ３．起業準備活動を行う期間中において、県又は県から委託を受けた者から、進捗状況の確認（月１回以上の面接）及びその確認に必要な資料等の提出の要請があれば速やかに応じること。  ４．起業準備活動確認証明書は、在留資格「経営・管理」の取得を確約するものでないこと。  ５. 在留資格「経営・管理」の変更申請又は更新申請時においては、外国人自ら起業した法人から日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。  ６．本件申請にあたり県に提出した個人情報について、県が経済産業省、出入国在留管理庁等の行政機関への照会確認や連絡に使用すること。  ７．要領第８条の規定に基づき、起業準備活動確認が取り消された場合は、県又は県から委託を受けた者からの帰国指導に応じること。  以上を承諾のうえ、申請します。  氏名 　　　　　　　　　　　　　印  署名（　　　　　　　　　　　　　 ） |